



2025 年 9 月 24 日

各 位

会社名 パラマウントベッドホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 友彦
(コード番号 7817 東証プライム市場)
問合わせ先 取締役 八田 俊之
(TEL. 03-3648-1100)

会社名 株式会社TMKR
代表者名 代表取締役 木村 友彦

**株式会社TMKRによるパラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社TMKRは、本日、パラマウントベッドホールディングス株式会社の普通株式を、別添のとおり
公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社TMKR（公開買付者）が、パラマウントベッドホールディングス株式会社
（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に
基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 9 月 24 日付「パラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式に対
する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 9 月 24 日

各 位

会社名

株式会社TMKR

代表者名

代表取締役 木村 友彦

**パラマウントベッドホールディングス株式会社（証券コード：7817）の普通株式
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社TMKR（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 9 月 24 日、株式会社パラマウントベッドホールディングス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：7817、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、対象者の代表取締役社長である木村友彦氏（所有株式数（注 1）：1,780,701 株、所有割合（注 2）：3.17%、対象者の第 5 位株主、以下「木村友彦氏」といいます。）により 2025 年 8 月 29 日付で設立された株式会社です。本日現在、木村友彦氏の資産管理会社である株式会社シートック（所有株式数：4,266,300 株、所有割合：7.61%、対象者の第 2 位株主、以下「シートック」といいます。）が、公開買付者の株式の全てを所有しており、木村友彦氏が、公開買付者の代表取締役を務めております。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりません。

（注 1）木村友彦氏の所有する対象者株式 1,780,701 株には、役職員向け譲渡制限付株式（以下に定義します。）31,803 株が含まれております。また、木村友彦氏は、本日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じた持分に相当する対象者株式 208 株（小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、木村友彦氏が直接に所有するものではないため、木村友彦氏の所有株式には含まれておりません。以下、木村友彦氏の所有株式数において同じです。

（注 2）「所有割合」とは、対象者が 2025 年 7 月 30 日に提出した「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（57,598,692 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,533,017 株。以下、対象者が所有する自己株式数について同じとします。）を控除した株式数（56,065,675 株）に、対象者が 2025 年 7 月 25 日付で実施した自己株式処分の対象となる譲渡制限付株式（報酬）に係る株式数（23,237 株）を加算した株式数（56,088,912 株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的として、対象者株式の全て（但し、譲渡制限付株式（報酬）として対象者及びその子会社の役職員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「役職員向け譲渡制限付株式」といいます。）及び譲渡制限付株式インセンティブとして対象者の従業員持株会に付与された対象者の譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025 年 9 月 24 日に本公開買付けを実施することを決定しました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 3）に該当し、木村友彦氏及び木村友彦氏の親族であり、対象者の代表取締役副社長である木村陽祐氏（以下「木村陽祐氏」といいます。）は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。なお、本日現在、公開買付者は、対象者のその他の役員との間で本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象

者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、①木村友彦氏（所有株式数：1,780,701株、所有割合：3.17%、対象者の第5位株主）並びに②シートック（所有株式数：4,266,300株、所有割合：7.61%、対象者の第2位株主）、③木村友彦氏の資産管理会社である株式会社ワイズライト（所有株式数：1,375,700株、所有割合：2.45%、以下「ワイズライト」といいます。）及び④木村友彦氏の資産管理会社である株式会社ラピスラズリ（所有株式数：1,375,700株、所有割合：2.45%、以下「ラピスラズリ」といいます。）並びに⑤木村友彦氏の親族である木村憲司氏（所有株式数（注4）：1,728,512株、所有割合：3.08%、対象者の第6位株主、以下「木村憲司氏」といいます。）並びに⑥木村陽祐氏の資産管理会社である有限会社レッジウッド（所有株式数：4,146,000株、所有割合：7.39%、対象者の第3位株主、以下「レッジウッド」といいます。）及び⑦木村陽祐氏の資産管理会社である株式会社シオン（所有株式数：1,375,700株、所有割合：2.45%、以下「シオン」といいます。）との間で、2025年9月24日付で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：合計16,048,613株、所有割合：合計28.61%）について本公開買付けに応募しない旨、本公開買付けが成立した場合には、本株主総会（注5）において、対象者の株主を公開買付者、木村友彦氏、シートック、ワイズライト、ラピスラズリ及び木村憲司氏のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。また、木村友彦氏との間の本不応募契約においては、本公開買付けの決済完了後に、木村友彦氏が公開買付者に対して出資し、公開買付者の普通株式（注6）を取得することを、木村憲司氏との間の本不応募契約では、本公開買付けの決済完了後に、木村憲司氏が公開買付者に対して出資し、公開買付者のA種優先株式（注7）を取得すること（以下、総称して「本出資」といいます。）をそれぞれ合意しております。また、シートック、ワイズライト、ラピスラズリ、木村憲司氏、レッジウッド及びシオンとの間の本不応募契約においては、本スクイーズアウト手続として行われる会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、木村友彦氏に対して、所有する対象者株式の全てを無償で貸し付ける（以下「本貸株取引」といいます。）旨をそれぞれ合意しております。また、レッジウッド及びシオン並びにシートック、ワイズライト及びラピスラズリとの間の本不応募契約においては、（本貸株取引を実施した場合には本株式併合の効力発生後本貸株取引を解消した上で）対象者がレッジウッド及びシオンそれぞれが所有する対象者株式の全て並びにシートックが所有する対象者株式のうち本株式併合の効力発生直前時の対象者株式1,088,930株に相当する株式数、ワイズライトが所有する対象者株式のうち本株式併合の効力発生直前時の対象者株式980,037株に相当する株式数及びラピスラズリが所有する対象者株式のうち本株式併合の効力発生直前時の対象者株式1,161,525株に相当する株式数を取得する（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）旨（注8）をそれぞれ合意しております。

（注4）木村憲司氏の所有する対象者株式1,728,512株には、役職員向け譲渡制限付株式12,118株が含まれており、本不応募合意株式（以下に定義します。）には含まれますが、譲渡制限が付されているため、本貸株取引の合意の対象としておりません。また、木村憲司氏は、本日現在、対象者役員持株会を通じた持分に相当する対象者株式31株（小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、木村憲司氏が直接に所有するものではないため、木村憲司氏の所有株式には含まれておりません。以下、木村憲司氏の所有株式数において同じです。

（注5）「本株主総会」とは、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者に開催を要請する予定である、会社法第180条に基づく対象者株式に係る本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいい

ます。以下同じです。

(注6) 木村友彦氏が本出資により取得することを予定している普通株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。))と同一の価格である3,530円(但し、本スキューズアウト手続として株式併合を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。))にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定はありません。木村友彦氏による公開買付け者の普通株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付け価格よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付け価格の均一性規制(法第27条の2第3項。以下同じです。))の趣旨に反するものではないと考えております。

(注7) 木村憲司氏が本出資により取得することを予定しているA種優先株式は、無議決権株式、かつ、普通株式に優先し剰余金の配当を受けられる旨の定めがある種類株式です。なお、公開買付け者は、①A種優先株式においては普通株式に優先する順位で剰余金の配当を受けられる旨の定めが置かれる予定であるものの、当該配当の実施の有無は本取引の実施後における対象者の経営状況及び財務状況並びに市況等を踏まえて都度決定することが予定されているものであること、及び②A種優先株式の1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価を本公開買付け価格と同一の価格である3,530円(但し、本スキューズアウト手続として株式併合を実施する場合、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。))にする予定であり、ディスカウントした価格で発行する予定はなく、木村憲司氏による公開買付け者のA種優先株式1株当たりの払込価額は、実質的に本公開買付け価格よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付け価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

(注8) 本自己株式取得は、本株式併合の効力発生後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。))の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。))第4条の3)に該当しないため、公開買付け者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮にレッジウッド、シオン、シートック、ワイズライト及びラピスラズリが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額として、本株式併合の効力発生前の対象者株式1株当たり2,755円を予定しています。本自己株式取得は、公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、公開買付け者がレッジウッド、シオン、シートック、ワイズライト及びラピスラズリに提案したものです。

また、公開買付け者は、①木村陽祐氏(所有株式数(注9):753,378株、所有割合:1.34%)、②木村友彦氏の親族である木村恭介氏(所有株式数(注10):1,724,802株、所有割合:3.08%、対象者の第7位株主、以下「木村恭介氏」といいます。))、③木村友彦氏の親族である木村知恵子氏(所有株式数:67,698株、所有割合:0.12%)、④木村友彦氏の親族である木村和恵氏(所有株式数:67,684株、所有割合:0.12%)、⑤木村友彦氏の親族である古賀麻衣子氏(所有株式数:234,800株、所有割合:0.42%)及び⑥古賀成憲氏(所有株式数:18,000株、所有割合:0.03%、以下、総称して「創業家応募合意株主」といいます。))との間で、2025年9月24日付で公開買付け応募契約をそれぞれ締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て(所有株式数:合計2,866,362株、所有割合:合計5.11%、以下「創業家応募合意株式」といいます。))について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

さらに、公開買付け者は、①木村友彦氏の親族であり、対象者の特別顧問である木村通秀氏(所有株式数:1,718,232株、所有割合:3.06%、対象者の第8位株主、以下「木村通秀氏」といいます。))及び②木村通秀氏の資産管理会社である株式会社ラムーン(所有株式数:6,704株、所有割合:0.01%、以下「ラムーン」といい、木村通秀氏と併せて「木村通秀氏関連株主」といいます。))との間で、2025年9月24日付で公開買付け応募・不応募契約をそれぞれ締結し、木村通秀氏関連株主の所有する対象者株式1,724,936株のうち904,484株(注11)(所有割合:1.61%)を本公開買付けに応募し、残りの820,452株(注12)(所有割

合：1.46%、以下「木村通秀氏関連株主不応募株式」といいます。）は本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には本株主総会において本スクイーズアウト手続に関連する各議案に賛成する旨を合意しております。なお、木村通秀氏関連株主不応募株式は、本スクイーズアウト手続として行われる本株式併合により1株に満たない端数となることが想定されています。

加えて、公開買付者は、公益財団法人木村看護教育振興財団（注13）（所有株式数：701,200株、所有割合：1.25%、以下「木村看護財団」といいます。）との間で、2025年9月24日付で公開買付応募契約を締結し、その所有する対象者株式の全て（以下「木村看護財団応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨、及び本公開買付けの決済完了後に、木村看護財団が公開買付者に対して、本公開買付けに木村看護財団応募合意株式を応募することにより受領する対価の全額（但し、木村看護財団に適用ある税金及び費用が発生する場合、当該金額を除きます。）を再投資し、公開買付者の劣後特約付社債（注14）を引き受けること（以下「本財団再投資」といいます。）を合意しております。

（注9）当該所有株式数 753,378 株（所有割合：1.34%）には、木村陽祐氏の所有する対象者株式 775,022 株（所有割合：1.38%）のうちの役職員向け譲渡制限付株式 21,644 株（所有割合：0.04%）は、譲渡制限が付されており本公開買付けに応募できないことから含まれておらず、創業家応募合意株式にも含まれておりません。また、木村陽祐氏は、本日現在、対象者役員持株会を通じた持分に相当する対象者株式 72 株（小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、木村陽祐氏が直接に所有するものではないため、木村陽祐氏の所有株式には含まれておりません。

（注10）木村恭介氏は、本日現在、対象者役員持株会を通じた持分に相当する対象者株式 31 株（小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しておりますが、かかる対象者株式は、木村恭介氏が直接に所有するものではないため、木村恭介氏の所有株式には含まれておりません。

（注11）904,484 株には、木村通秀氏が所有する 897,832 株（所有割合：1.60%）及びラムーンが所有する 6,652 株（所有割合：0.01%）が含まれております。

（注12）820,452 株には、木村通秀氏が所有する 820,400 株（所有割合：1.46%）及びラムーンが所有する 52 株（所有割合：0.00%）が含まれております。

（注13）公益財団法人木村看護教育振興財団は、1991年3月に木村友彦氏の親族である木村隆輔氏によって設立され、2011年4月に公益財団法人化しており、本日現在、木村憲司氏が代表理事を務めております。日本における医学・医療の高度化に伴い、看護教育及び看護実践の充実・向上を図るために必要な助成を行い、もって看護職者の育成に寄与することを目的としており、海外看護研修助成、看護研究助成、専門看護師奨学金助成及び看護に関する講演会の開催等を実施しております。

（注14）木村看護財団が本財団再投資により取得することを予定している劣後特約付社債の条件は、木村看護財団が対象者から従前受領していた年間株式配当金額と同程度の利息を毎年受領することができる水準を基礎として、公開買付者及び木村看護財団が協議の上公開買付者が決定する予定です。

以上のとおり、公開買付者は本公開買付けに関して、（ア）木村友彦氏、シートック、ワイズライト、ラピスラズリ、木村憲司氏、レッジウッド、シオン及び木村通秀氏関連株主との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計 16,869,065 株（所有割合：合計 30.08%、以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨並びに（イ）創業家応募合意株主、木村通秀氏関連株主及び木村看護財団との間で、それぞれが所有する対象者株式の合計 4,472,046 株（所有割合：合計 7.97%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

- （1） 対象者の名称
パラマウントベッドホールディングス株式会社

- (2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

- (3) 買付け等の期間
2025年9月25日（木曜日）から2025年11月17日（月曜日）まで（36営業日）

- (4) 買付け等の価格
普通株式1株につき金3,530円

- (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	39,219,847（株）	20,486,500（株）	—（株）
合計	39,219,847（株）	20,486,500（株）	—（株）

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（20,486,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（20,486,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数（39,219,847株）を記載しております。これは、本基準株式数から本不応募合意株式（16,869,065株）を控除した株式数（39,219,847株）です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

- (6) 公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- (7) 決済の開始日
2025年11月25日（火曜日）

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年9月25日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条（e）又は第 14 条（d）及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参考書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は要求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の財務アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

本公開買付けに関する手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者（affiliate）は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。